

(2) 用途別主要標準地の評価基準額(案)及び借地権の価額(案)

イ 住居

(1平方メートル当たり)

県名	所在地	評価基準額			借地権の価額 (借地権割合)		
		令和5年分 (案)	令和4年分	変動率	令和5年分 (案)	令和4年分	変動率
徳島	徳島市八万町大坪248番27	千円 49	千円 49	% 0.0	千円 24.5 (50%)	千円 24.5 (50%)	% 0.0
香川	高松市太田上町字今原343番6	42	42	0.0	21.0 (50%)	21.0 (50%)	0.0
	丸亀市田村町字向又1401番8	29.2	29.4	▲ 0.7	14.6 (50%)	14.7 (50%)	▲ 0.7
愛媛	松山市土居田町737番5	77	77	0.0	38.5 (50%)	38.5 (50%)	0.0
	今治市郷本町2丁目752番5 (今治市郷本町2-1-25)	33	34	▲ 2.9	16.5 (50%)	17.0 (50%)	▲ 2.9
高知	高知市神田字西ノ川原446番31	64	63	1.6	32.0 (50%)	31.5 (50%)	1.6

- (注) ・「所在地」欄のかっこ書きは、住居表示を示す。
 ・「借地権の価額」欄のかっこ書きは、借地権割合を示す。
 ・丸亀市田村町の評価方法は、倍率方式である。